

毎週火、金曜日発行（但休日に来るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 みつばちについての腐蛆病予防に関する規則  
河川及び国有土地水面の使用料産物採取料徴  
收規則の一部改正
- ◇告示 土地改良区解散の認可  
土地改良区の定款変更認可  
魚市場の登録
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集

## 規則

みつばちについての腐蛆病<sup>そ</sup>予防に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年四月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十七号

みつばちについての腐蛆病<sup>そ</sup>予防に関する規則

家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条の規定に基き、この規則を定める。

（目的）

第一条 この規則は、みつばちについての腐蛆病<sup>そ</sup>のまん延を防止するため必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において「みつばちについての腐蛆病<sup>そ</sup>の病原体をひろげるおそれがある物品」とは採みについて利用中のみつばちの巣箱、継箱、巣わく、巢ひ、はちみつ及びみつろうをいう。

（移入の制限）

第三条 みつばち及びみつばちについての腐蛆病<sup>そ</sup>の病原体をひろげるおそれがある物品は、移入直前の飼育地の都道府県知事、家畜保健衛生所長、家畜防疫官又は家畜防疫員が発行した腐蛆病<sup>そ</sup>検査証明書を有し、かつ巣箱に腐蛆病<sup>そ</sup>検査済証をはりつけてあるものでなければ

は県内へ移入してはならない。

(移出の制限)

第四条 みつばち及びみつばちについての腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品は、家畜防疫員の行う検査に合格したものでなければ県外へ移出してはならない。

2 前項の検査を受けようとする者は、みつばち腐蛆病検査願(別記第一号様式)を、その飼育地を管轄する家畜保健衛生所長に提出しなければならない。

3 前項の検査願の提出があつたときは家畜防疫員は検査を行い、合格したものに對し、みつばち腐蛆病検査証明書(別記第二号様式)を交付し、かつ巢箱ごとに腐蛆病検査済証(別記第三号様式)をはりつける。

(発生の告示)

第五条 知事は、県内において、みつばちについての腐蛆病が発生したときは、直ちに発生日、発生場所、その他必要な事項を告示する。

(移動の禁止)

第六条 みつばちについての腐蛆病が発生したときは、前条の告示のあつた日から十四日間、その発生した地点を中心として半径二キロメートル以内の区域内のみつばち及びみつばちについての腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品を移動させてはならない、ただし、家畜防疫員の指示に基いて移動する場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

みつばち腐蛆病検査願

左記のとおり移出いたしたくみつばちについての腐蛆病予防に関する規則第四条第二項の規定により検査をお願いします。

昭和 年 月 日

家畜保健衛生所長殿

記

- 一 所有者の住所氏名
- 二 管理者の住所氏名
- 三 移出先 県(都道府) 市郡 村町
- 四 移動の経過
- 五 発送地名又は駅名
- 六 經由線
- 七 到着地名又は駅名
- 八 輸送の方法
- 九 移出ほう群数及び箱数 群 箱

申請者 住所 氏 名

第2号様式

(B6判)

鳥取県	発行番号第	号	みつばち腐蛆病検査証明書
所有者(管理者)住所氏名	検査ほう群数	検査箱数	その他
上記のみつばちについて腐蛆病に関する一般検査(肉眼検査)及び疫学的調査の結果異常がないことを証明する。			
昭和 年 月 日	鳥取県	家畜保健衛生所	名
移動先地名	移動の経過	送り地	送り地
送り地	送り地	送り地	送り地

注 意

- ① この証明書は移動のために申請したみつばち等の所有者(管理者)が移動時常に携行し移動先に到着後遅滞なく最寄の家畜保健衛生所又は都道県に提出すること。
- ② 本証明書の有効期間は発行の日から1ヶ月とする。

第3号様式

縦 4.5センチメートル  
横 11センチメートル

発行番号 号の( ) 昭和 年 月 日

届 出 病 害 査 査 済 証

鳥取県 家畜保健衛生所

家畜防疫員 氏 名

氏 名

注 意

この検査済証は検査に合格した果樹にはりつけるものとする。

河川及び国有土地水面の使用料産物採取料徴收規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年四月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十八号

河川及び国有土地水面の使用料、占用料

産物採取料徴收規則の一部を改正する規則

河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴收規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表中備考を次のように改める。

備考一、三表中一等地とは、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の市街地をいふ、二等地とは前記市の市街地以外の区域及びその他の町村をいふ。

地方鉄道法又は軌道法による軌道施設若しくは、ガス事業法によるガス管理設による占用は、一表中六、七及び三表中六、七の料金によらないで当該料金の範囲内で定める。

年額単位のもので使用占用期間が一年に満たないものは、月額で計算し、一月に満たないものは一月分を徴収する。

一メートル又は一平方メートルに満たない端数は、一メートル又は一平方メートルとして計算す

る。

田 一件の使用料、占用料の額が五十円に満たないものは五十円とする。

丙 総額の端数が一円に満たないものは一円に切り上げる。

出 雑草、木竹、はぜ実その他は、時価から採取手間その他必要な経費を除き計算する。

丙 一、三表中五電柱のH型は普通料金の二基分、鉄塔又は三本以上を組立てたものは普通料金の四基分を徴収する。

告 示

鳥取県告示第百六十七号

米子市米原土地改良区の解散について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により昭和三十一年四月二十日認可した。

昭和三十一年四月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、米川土地改良区の定款変更について、昭和三十一年四月二十三日認可した。

昭和三十一年四月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百六十九号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項の規定により昭和三十一年四月二十四日魚市場として次のとおり登録した。

昭和三十一年四月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 申請者の住所氏名

鳥取県倉吉市上井町上井三三八番地  
上井水産株式会社

代表取締役社長 生 田 嘉 市

- 二 市場の名称及び所在地  
名称 上井魚市場  
所在地 鳥取県倉吉市上井町上井三二八番地
- 三 登録番号  
第七号
- 四 登録期間  
昭和三十一年四月二十四日から  
昭和三十六年四月二十三日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号  
第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

- 昭和三十一年四月二十七日
- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
- 一日 時 四月二十八日、午前十一時
- 二場 所 鳥取市吉方 白兔荘
- 三議 題

- (一) 参議院地方選出議員補欠選挙の結果報告についで
- (二) 選挙当日の投票所視察結果について
- (三) 東郷湖周辺土地改良区定款中総代選挙に関する規定について答申の件
- (四) 公明選挙の推進について
- (五) 報告事項

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取  
鳥取者鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取  
鳥取縣鳥取市東町取